3　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付官報（政府調達第185号）公示）６の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」、「土木設計」及び「補償」のいずれかの認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。

④　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、陸前高田市から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、陸前高田市今泉地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、陸前高田市今泉地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、陸前高田市今泉地区換地設計その他業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「陸前高田市今泉地区換地設計その他業務設計共同体協定書」によるものであること。

4　競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　3⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3⑴②の認定を受けていない構成員が3⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに3⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

5　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7　その他　設計共同体の名称は「陸前高田市今泉地区換地設計その他業務△△・××設計共同体」（注　△△・××は構成員の名称）とする。

競争参加者の資格に関する公示

東日本旅客鉄道株式会社の指名競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年 12 月 13 日

東日本旅客鉄道株式会社
財務部長　坂井　　究

◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

○東本国第 12 号

1　調達物品の種類及び機関　レール　財務部資材購買グループ　田村　英行　東京都渋谷区代々木２－２－２　電話03―5334―1315

2　申請の時期　平成26年２月１日から平成26年２月28日までとする。その後も随時受付けるが、この場合には、当初の入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法　⑴東日本旅客鉄道株式会社所定の申請書を使用すること。⑵申請書の配付及び受付窓口並びに照会先は、上記１の調達機関の担当グループとする。⑶申請書の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、申請書等で外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

4　競争に参加することができない者　購入する物品の種類ごとに定めるほか、次の各号の１に該当する者は、競争に参加することができない。⑴成年被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けた者　⑵破産者で復権を得ない者　⑶契約の履行に際し故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為のあった者　⑷入札に際し、不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合をなした者　⑸入札の参加又は契約の締結若しくは履行を妨害した者　⑹検査又は監督に際し、社員の職務執行を妨げた者　⑺契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をした者　⑻正当な理由がなくて、契約に関し、当社との間において現に係争中の者　⑼契約に関し現に履行遅滞となっている者　⑽過去における履行成績が不良な者　⑾正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　⑿競争に参加するための手続又は契約の履行に関する手続等に際し虚偽の申告をした者　⒀前⑾～⑿の１に該当する事実があった者を競争に際し入札代理人とし、又は契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用する者

5　競争参加者の資格審査　競争に参加しようとする者の経営規模、経営状況等について当社で定めた「指名資格審査基準」により、資格審査を行うものとする。

6　申請者への資格審査結果の通知　申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。

7　資格の有効期間　平成26年４月１日から平成29年３月31日まで。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先　上記１の調達機関の担当グループとする。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 25 年 12 月 13 日

独立行政法人国立病院機構
まつもと医療センター院長　北野　喜良

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　20

○第 05410 号（No.05410）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成27年度

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　本システムは、独立行政法人国立病院機構まつもと医療センターにおける診療業務及び経営管理業務を総合的に支援するためのもので、電子カルテ・オーダリングシステム・部門システムの業務全般にわたり総合的に管理、参照、運営が行えるマルチベンダー指向のシステムであること。

②　本システムは、患者基本情報、診療情報、画像情報など円滑に交換でき、そのために必要な国際的な標準規格（最新のＤＩＣＯＭ、ＨＬ７等）に準拠した通信規格、データ形式を提供できること。

③　本システムは業務用データベースとは独立した、患者の臨床データ、情報を長期的総合的に蓄積管理できる機能を有すること。

④　本システムは、要求機能を達成するために十分なデータ処理機、端末、ネットワークを保有すること。

⑤　本システムは、各部門で使用している医療機器及びシステムに対するインタフェイスを有すること。